

公益財団法人長尾自然環境財団 評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長尾自然環境財団(以下「この法人」という。)の定款第24条に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 理事長及び常務理事は、止むを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

第2章 評議員会の開催

(開催)

第3条 評議員会は、定款第17条の規定に基づき、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第4条 評議員会は、定款第18条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の手続)

第5条 評議員会を招集するときには、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには、理事長（第4条第2項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあってはその評議員。次項において同じ。）は、評議員会の開催の日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第8条 評議員会の議長は、定款第19条の規定に基づき、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する費用に関する規程
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議の方法)

第10条 評議員会の決議は、定款第20条の規定に基づき、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第11条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、定款第21条の規定により、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第12条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、定款第22条の規定により、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(理事等の説明義務)

第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第14条 評議員会の議事録は、書面をもって作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会が開催された日時及び場所
- (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名

- (4)評議員会の議長の氏名
 - (5)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (6)その他法令で定められた事項
- 3 評議員会の議長及び当該評議員会招集者は、議事録に署名し、又は記名押印するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務は、事務局がこれに当たる。

第5章 雑則

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。